平成２９年（フ）第２４３号
大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目４番10号
債務者　西田　福紘
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　雅紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４０号
大阪府茨木市真砂１丁目５番７号　エスポワール真砂　303号
債務者　野本　光恭
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　直輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４号
兵庫県加西市北条町東南196番地の１　サンライズ北条２－204号、前住所兵庫県加西市北条町北条1181番地
債務者　萩原美千代
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第４８５号
熊本市東区健軍３丁目12番７－305号　コーポ田上、前住所熊本市南区城南町宮地526番地45
債務者　坂本　和博
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　朋枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５７号
大分市大字廻栖野2536番地（リバーサイド新界204）
債務者　橋本　輝彦
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　利武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８６号
大分市大字片島134番地の１（プランドール５番館202）
債務者　髙山　雅輝
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２号
岩手県一関市萩荘字下モ下釜115番地　サン・シャーメゾンⅢ202、前住所岩手県一関市台町16番２号　市営宮沢アパート２－207
債務者　佐藤　新一（旧姓星）
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１８６号
山形市鈴川町２丁目９番29号　ベルハウスＡ102号
債務者　越後　秀逸
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
山形県尾花沢市大字毒沢759番地２
債務者　阿部　供子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号
三重県鳥羽市相差町1267番地３　グループホーム有明の里、住民票上の住所三重県鳥羽市答志町793番地１
債務者　橋本　辰也
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１６５２号
埼玉県戸田市下前１丁目８番19号　中野第３ビル302号室
債務者　安田　孝司
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６０号
福島市北原38番地の22、破産申立時の住所さいたま市桜区南元宿２丁目７番１号101
債務者　簇野　忠一
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1169番地５　パティオＴ・Ｋ105号
債務者　高橋　政美
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９号
さいたま市浦和区東仲町19番20号　第二メゾンクレール203
債務者　伊比裕香里
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９４号
埼玉県三郷市早稲田７丁目７番地２号棟204号
債務者　中本友美子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
埼玉県草加市八幡町1199番地　カーサ田園Ｂ棟102号
債務者　生越沙音梨
1　決定年月日時　平成29年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係